

変更契約の内容に関する事項の公表

単位：円（税込み）

No.	件名	種別	工事場所	契約の相手方		当初契約内容				変更後契約内容			
				商号又は名称	住所	契約日	契約金額	工期	工事概要	契約日	契約金額	工期	変更理由
1	北口駅前線公共汚水樹撤去他工事	土木工事業	和光市駅北口土地区画整理事業地区内	丸勤商事株式会社	和光市中央1-6-20	R6.9.25	7,755,000	R6.9.25～R6.12.13	本工事は、北口駅前線沿いにあった既存建物における汚水接続管及び公共汚水樹の撤去及び本管との接続部分の閉塞工事である。	R6.11.21	6,891,500	R6.9.25～R7.1.22	工事着手したところ、まず舗装厚が設計より厚かったこと、次に接続管の一部において設計とは異なる位置に埋設されたことに伴う掘削規模の変更が生じたこと、またこれに伴い、区画線工の復旧が追加が必要となったことから、設計変更する。なお、これらの変更設計に時間を要すことから、工期の変更も併せて行う。
2	区12-1号線仮設道路築造他工事	土木工事業	和光市駅北口土地区画整理事業地内	株式会社小田建設	和光市下新倉4-21-10	R6.12.2	23,210,000	R6.12.2～R7.3.27	本工事は、令和7年度発注予定の区12-1号線街路築造工事に伴う仮設道路を築造する工事である。	R7.3.3	23,610,400	R6.12.2～R7.3.27	近隣地権者より重機の騒音等に伴う苦情が寄せられ、工事個所の一部において施行中止を求める旨の要望があった。要望箇所の施行を中止しても、今後の計画に支障がないことから減工とする。仮設道路西側出入口部を現地測量等したところ、現道との取り合いから既設安全設備を撤去・新設する必要が生じたことから増工とする。仮設道路の線形を現地測量し現地調査したところ、安全性等を考慮し、区画線設置の必要が生じたことから増工とする。隣接する地権者建物の解体が完了したため、施行業者より、解体完了箇所を工事ヤード（資材置場・駐車場等）として活用したい旨の要望があった事、また区画整理事業としても直近で整備する予定がある事から、ブロック積擁壁及びU字側溝の撤去・B形バリケード（材料支給）の設置を増工とする。
3	市道408号線他舗装修繕工事	ほ装工事業	和光市南1丁目27番地先他	紀和建设株式会社	和光市新倉3-14-30	R6.11.27	35,145,000	R6.11.27～R7.3.21	本工事は、市道408号線の一部区間の延長161.25m及び市道52号線、市道460号線の舗装修繕工事である。	R7.3.4	36,379,200	R6.11.27～R7.3.21	市道408号線の路上路盤再生工実施のため事前に試掘調査を行ったところ、舗装構成が路盤構成表などと不一致ことがわかり、T Aを満足する経済的な舗装構成へと変更を行った。また、試料採取後セメント及び乳剤の配合設計を行った結果、既設路盤へ添加するセメント添加量を1,178kg/100㎡から1,102kg/100㎡へ乳剤添加量2,379kg/100㎡から2,355kg/100㎡へと変更を行った。さらに、当工事における車両置場に接続する、市道524号線の舗装の劣化や損傷が激しく地域住民から補修要望があったため舗装工を追加し、それに伴う処分工と付帯工について数量変更を行った。

※契約日は、金額を伴う変更契約の契約日を記載している。